

低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金に係る予備費充用について

1 目的

物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、給付金を支給する。

2 背景

- ・国は、令和5年12月22日、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、「住民税均等割のみ課税世帯への給付」、「こども加算」の実施について成案を得て、これらの給付に係る予備費の使用を閣議決定し、令和6年2月から3月を目途に早期支給を目指す方針を示した。
- ・本給付金に係る事業費については2月議会への提案を行うところであるが、予算議決後に速やかに支給を行うため、2月末からの支給対象者への確認書等の送付を予定しており、2月初旬から対象者抽出や3月初旬からのコールセンター等の人員確保などの支給準備を行う必要がある。
- ・このため、2月補正予算の議決予定日前に業務委託契約を締結する必要があることから、予備費充用により対応する。

3 事業内容

(1) 支給対象等

支給対象	支給要件	世帯数等	給付額
住民税均等割のみ課税世帯	世帯全員の令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯 ※住民税課税者の扶養親族等のみからなる世帯を除く	13,000世帯	1世帯 10万円
低所得者の子育て世帯（こども加算）	令和5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の支給対象世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯	6,000世帯 (9,700人)	児童1人 5万円

(2) 給付金支給業務委託 64,000千円（予備費充用）

支給対象者のデータ抽出、確認書等印刷、コールセンター等の人員確保など

【充用先】

款 民生費 項 社会福祉費 目 臨時特別給付金給付事業費
事業 低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業
節 委託料 64,000千円